

2005年12月22日

人間科学研究科長 殿
渡邊 昌史氏 博士学位申請論文審査報告書

渡邊昌史氏の学位申請論文を下記の審査委員会は、人間科学研究科の委嘱を受け審査をしてきましたが、2005年12月19日に審査を終了しましたので、ここにその結果をご報告します。

記

1. 申請者氏名 渡邊 昌史
2. 論文課題 台湾原住民の相撲変容にみるアイデンティティ
:知本プユマの言説からのアプローチ
3. 本文

本論文は、中華民国・台湾の先住民であるプユマ族の知本居住集団（知本プユマ）に伝承される相撲をとりあげ、相撲をめぐる諸事象の変容の語りの中に民族のアイデンティティ形成を読みとろうとするものである。全体は7章から構成されており、各章の内容は以下のようになっている。

序章においては、研究の目的と方法が述べられ、先行研究が検討され、用語が説明される。

台湾先住民の研究は、台湾が明治28年から第二次大戦終了時点まで日本の植民地であった事情から、この時代にあつては台湾総督府主導の多分に植民地主義的な人類学研究が、そして戦後は植民地時代の皇民化と戦後の漢族化をめぐる歴史学、人類学、社会学研究が広範に展開している。しかし、そうした先行研究の中に本論文が扱おうとするテーマはいまだ見出されず、この点において本論文は高いオリジナリティを有している、と評価される。

また本論文では、研究目的を達成するために、台湾先住民の先行研究成果に依拠しつつも、日本植民地時代から今日までに公刊された知本プユマの民族誌と論文作成者によるフィールドワーク（2003年から断続的に実施）情報とを主資料として、これを歴史学的と人類学的に分析する方法がとられる。

なお、台湾先住民について本論文では「原住民」という表記が用いられるが、それは1994年に国内法によって呼称が定められた事実に基づいている。

第一章「台湾原住民族及び調査対象概観」では、台湾先住民と直接の考察対象である知本プユマの歴史と文化が概述される。本章は以後の論の展開のための背景となる部分であって、清国時代から日本植民地時代、それに戦後の国民党政府時代を経て今日に至る間に台湾先住民と知本プユマが経験した少数民族としての生活史が反省される。そして本論文の目的である知本プユマのアイデンティティ形成と関わって、1980年代における先住民の権利回復運動が重要な契機となっていたことの指摘がなされる。また、知本プユマの歴史と文化について語る主要インフォーマントの説明があり、そして彼らに対する聞き取りから、知本プユマにあっては日本統治時代に習得された日本語が今日なお日本語世代を中心に用いられ、そしてそれが知本プユマのアイデンティティ理解に不可欠なメディアとなるとの判断から、そうした日本語を特に「知本日本語」として本論文で重視することが述べられる。

第二章は「現代のカ地布小米収穫祭」と題されるが、カ地布(カティブ)とは知本をいう古い呼称の漢字表記であり、先住民の権利回復運動の頃から知本プユマがみずからの固有伝統文化を意識した際に好んで用いる自称である。また小米は粟を指し、その収穫祭は知本プユマのいわば文化焦点の位置にあり、また本論文のテーマである相撲がおこなわれる主要な機会でもある。知本プユマ文化理解にとって重要なこの祭礼と、そこでおこなわれる相撲の今日における状況がフィールドワークに基づいて描写される。

第三章「『理藩』政策による原住民祭祀儀礼の変容」では、植民地時代に総督府が展開した理藩政策(先住民に対する教化・殖産的皇民化政策)によって台湾先住民の伝統的祭祀がどのような変化を経験したかが述べられる。本章は第四章で扱う知本プユマの収穫祭を相対化するために設けられたもので、これによって知本プユマの祭祀変容の特殊性が際立たせられる。というのは、台湾先住民は多数の高地居住者と少数の平地居住者に分けられ、後者はその生活と文化の水準が漢族と同等であるとして理藩政策適用外の「普遍行政区」民で日本の法律の適用者とされたのに対し、前者は未開の状態にある「特別行政区」民として理藩政策適用者とされたが、平地の知本プユマは「普遍行政区」民ながら双方の法的義務が課せられるなど特殊状態に置かれ、そしてそのことが戦後の知本プユマ文化の在り方に大きい影響を及ぼしたからである。

第四章「知本収穫祭の変容」では、相撲がおこなわれる粟収穫祭の変容過程が再構成される。扱われる時代は徴すべき史料・民族誌が存在する日本植民地時代から今日までのおよそ一世紀であり、植民地時代の史料・民族誌と今日のインフォーマントの「語り」が注意深く区別されつつ引用されて、叙述される。すなわち、日本植民地時代の粟収穫祭は、粟由来神話対応儀礼と若者組試練とから構成され、全体は知本に存する3つのカルマアン(本家とその祭屋の2義あり)ごとに、カルマアンの祭主がこれを執行した。しかし、戦後、国民党政権下の反日本文化および因習打

破政策により、収穫祭をおこなう場であるカルマアン(祭屋)とパラクアン(若者組集会所)が取り壊され、その場所に新しくキリスト教(天主教)の教会が建てられるに及び、伝来の祭祀は異教として否定される。しかし、教会は布教目的で新たに青年会を組織し、カルマアン祭主の儀礼を伴わない多分に変形せしめた収穫祭を教会施設内で実施した。その後、先住民権利回復運動の影響を受けて1998年に台東県カ地布文化発展協会が設立されるとパラクアンも再築され(元来の場所ではない)、教会とは別の伝統的な形の収穫祭が再びおこなわれるようになった。ここで重要なのは、植民地時代の収穫祭が日本の宗教的同化政策にもかかわらず「変わらなかった」と語られ、また、教会主導収穫祭が「伝統のものではない」と語られ、また「もともとの収穫祭」として日本植民地時代の収穫祭が当時の日本側資料によって再構成されて語られたことである。ここには、文化発展協会設立と共に高まった知本プユマのアイデンティティ創造の意志がみえてくる。しかも、この語られた「もともとの収穫祭」の中に、当時の史料・民族誌には確認されない相撲が組み込まれているのであるが、この点の考察は第五章でおこなわれる。

第五章「知本相撲とアイデンティティ」は本論文の中核を成す部分である。ここでは、植民地時代から今日までの知本相撲の変容過程が再構成され、次に再構成された変容像に対するインフォーマントの「語り」が分析されて、知本プユマ・アイデンティティの形成が論じられる。

すなわち、知本には日本統治以前からおこなわれる相撲が確認されるが、それは土俵をもたず、互いに頭髪をつかんで格闘し、先に戦意を喪失した方を負けとする内容のものであった。しかしこの相撲は収穫祭の行事ではなかった。日本統治時代に青年団制度が導入され、これに伴って日本式相撲が始められるようになる。日本式相撲は理藩政策として総督府が大いに奨励したもので、古い相撲は次第に駆逐されてゆく。またパラクアンに土俵が設けられたことで相撲が初めて収穫祭と関わるようになる。さらに、若者組が青年団に改組されたことに伴い、若者組が活動の場とした知本の3つのパラクアンは、その機能を、新築成った青年会館(土俵を有する)に移すことになり、その結果、収穫祭は青年会館を拠点に初めて知本プユマ全体の行事として執行されることになった。戦後、カルマアンの祭主が執行する収穫祭に代わって天主教収穫祭がおこなわれたが、日本式相撲はなおもその中で実施され、また文化発展協会設立後に復活された伝統的収穫祭においても引き続き日本式相撲はおこなわれ、今日に至っている。

こうした相撲変容に対し知本プユマは、今日おこなう収穫祭の相撲は知本プユマの「武勇を尊ぶ民族」性を象徴する文化であり、そのルーツは日本相撲ではなく「もともとの相撲」つまり日本統治以前の土俵なし相撲に求められるとの語りをなしている。ここで重要なことは、土俵なし相撲は元来日本式相撲や収穫祭とは無縁であり、また武勇を尊ぶ民族という自己認識も日本統治時代の日本式国民道徳に根拠が

求められるものであるにもかかわらず、これによって知本プユマ文化の優秀性と一貫性、別言すれば清国・日本・国民党という異民族支配を経てなお貫通する文化の不変性が語られるという図式である。相撲をめぐる表象されたこうした知本プユマのアイデンティティは、1998年に始まる文化発展協会の「固有文化」創造運動の中に、その始まりが認められる。

結章では、上述の内容が整理総括される。

(本論文の評価)

本論文は、問題設定の高いオリジナリティ、論述の実証性、結論の妥当性をもって、博士(人間科学)の学位を授与するに値する水準に達していると判断される。

4. 渡邊昌史氏博士学位申請論文審査委員会

主任審査員	早稲田大学教授	学術博士(筑波大学)	寒川恒夫
審査員	早稲田大学教授	博士(人間科学)	蔵持不三也
審査員	早稲田大学教授	博士(人間科学)	店田廣文